

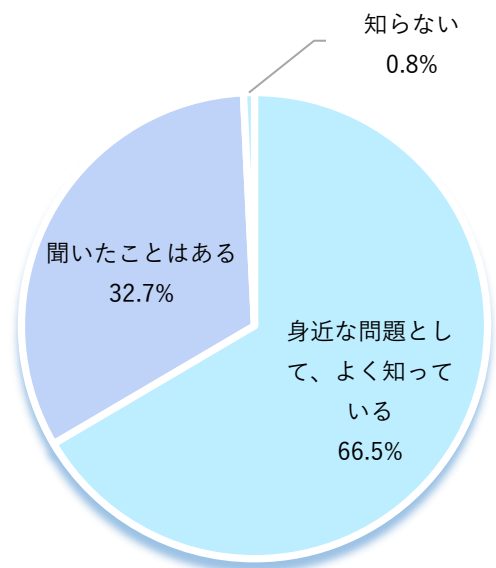
## 空き家について

募集期間：2024/9/2-2024/10/31 回答総数 789 人

新居浜市の空き家について市民の皆さんの意識や意見を調査し、計画策定や対策の参考資料とさせていただきたいためアンケートを実施しました。

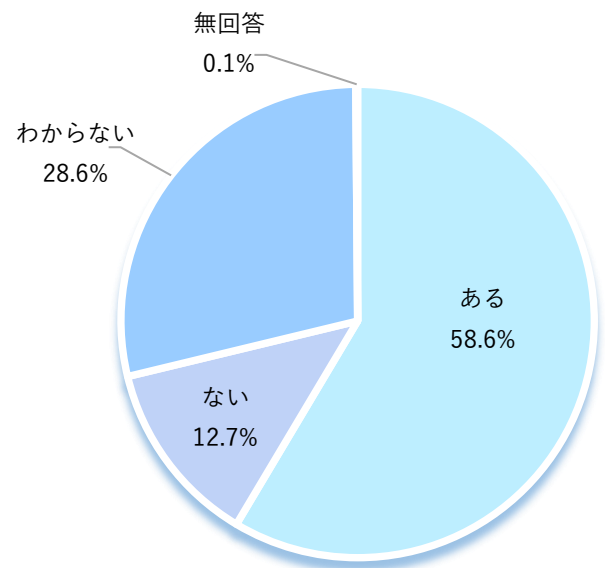
Q 1：適切な管理が行われていない空き家が全国的に問題となっていることはご存知ですか。（1つ選択）

1. 身近な問題として、よく知っている	525 人
2. 聞いたことはある	258 人
3. 知らない	6 人
合計	789 人



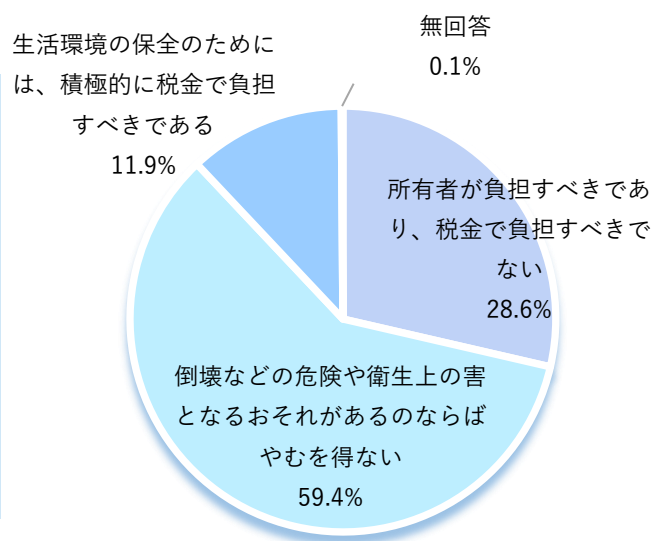
Q 2：あなたのお住まいの周辺の空き家で適切な管理がされていないものがありますか。（1つ選択）

1. ある	462 人
2. ない	100 人
3. わからない	226 人
無回答	1 人
合計	789 人



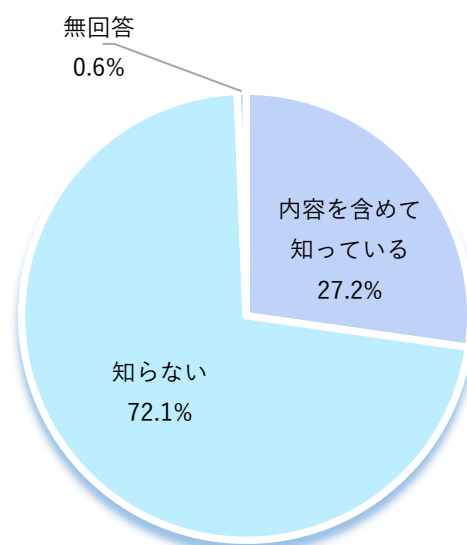
Q 3：空き家等の管理は、第一義的には所有者が自らの責任により的確に対応することが前提となりますが、問題解決に税金が使われることについて、あなたはどのように思いますか。（1つ選択）

1. 所有者が負担すべきであり、税金で負担すべきでない	226人
2. 倒壊などの危険や衛生上の害となるおそれがあるのならばやむを得ない	469人
3. 生活環境の保全のためには、積極的に税金で負担すべきである	94人
無回答	1人
合計	789人



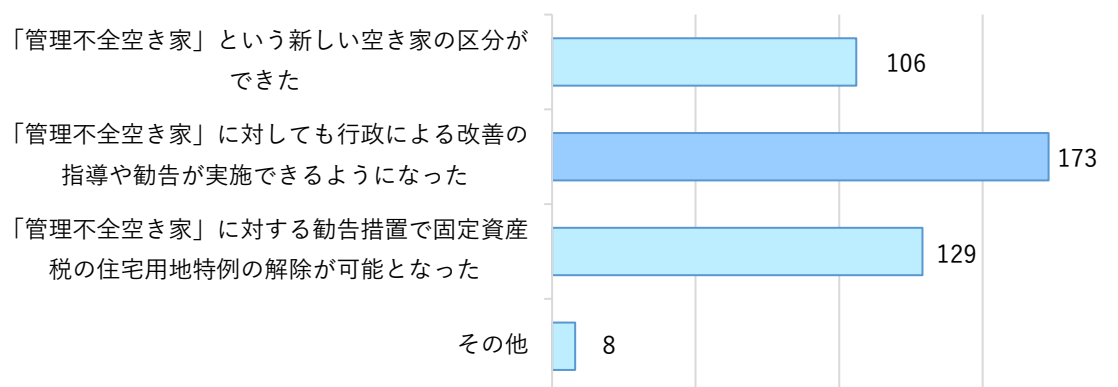
Q 令和5年12月に更なる空き家対策の強化を目的に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家法）が改正されたことをご存じですか。（1つ選択）

1. 内容を含めて知っている	215人
2. 知らない	569人
無回答	5人
合計	789人



Q5：Q4で「1. 内容を含めて知っている」を選択した方にお伺いします。令和5年12月に改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家法）の改正内容について、どのような内容をご存じですか。（複数選択）

1. 「管理不全空き家」という新しい空き家の区分ができた	106人
2. 「管理不全空き家」に対しても行政による改善の指導や勧告が実施できるようになった	173人
3. 「管理不全空き家」に対する勧告措置で固定資産税の住宅用地特例の解除が可能となった	129人
4. その他	8人



Q6：Q5で「5. その他」と答えた方にお聞きします。登録していない理由を教えてください。（自由記入）

ご回答ありがとうございます。ご記入いただきました回答の一部をご紹介します。

◆改正「空家等対策の推進に関する特別措置法」に関するご意見

- 行政罰(罰金)が発生する。しかし、誰に対して、どんな方法で、を知らない。(法定相続人が亡くなっているなど、代々に何人にもなる場合)

◆その他空き家に関するご意見

- 近所に荒れ果て、動物が住み着いている空き家があります。所有者が大阪におり、不動産屋が間にたってますが、解体費用が高く持ち主の理解が得られず困った状況とのこと、持ち主への説明、理解を行政から個別に継続的にお願いします。
- 災害発生時に空き家が倒壊して危険性が高まる。空き家は防災・防犯対策の観点から早急に撤去して欲しい。
- 空き家空間に災害時の避難用品(有償でもいいので)置場に変えてはどうでしょうか？災害時は避難用品なんて持って出られません、身一つ、貴重品や薬で目一杯です。

従って有事の際にいつでも1週間程度の避難用品が保管できる場所として提供して欲しいです。空き家に限らず安全な空間に自分の1週間程度避難できる物を置きたいです。

- 近所の空き家は、親戚知人により、管理されている所が多い。空き家と同じように、管理不十分の畑地が多いのが、心配である。子どもたちが、安全に歩けるよう、特に道沿いの空き家、草ぼうぼうの畑地は、市から持ち主への通告は必要だと思う。
- 管理不全空き家に対して行政が積極的に関わって解決して欲しい。
- 空き家がいっぱい近所にもあります。倒壊しそうな空き家も目の前にあります。対処してほしいです。
- 所有者が解決する問題ではあるが、倒壊など起こる恐れがある場合は税金で一部補助する事も有りかとは考えます。
- 空き家が増えたように思います。税金の使途項目は多々あるでしょうが、倒壊の危険の無い空き家に対しても補助金を出すようになれば、壊すことを決める人が増えるかと思えます。
- 私の実家も空き家になっていますが、売りに出すにも、更地にするにもお金がかかりまして、なかなか処分が出来ずにいます。空き家が管理され、少し安く売り出すなどすると、需要があると思います。
- 両親が住まなくなった実家を、兄弟で協力して、解体しました。安易な税金の投入には、賛成しかねる、それより有効な土地利用の為、以前の調整区域を復活すべき。
- 空き家で倒壊しそうな物件を度々見かけるので台風などの災害時にはとても危険だと思います。また、面白半分で空き家に侵入する人もいるかもしれないし、また放火などされて周りに危険が及ぶので何かしらの対策は必要不可欠だと日頃から思っていました。
- 管理不行き届きの空き家は所有者及び管理者に罰金または管理税を課すべきであり、従わない場合は刑事罰を課すべきです。
- 空き家を解体したあと、市民に還元されるような施設とかにしていだけるなら、税金を使うのに賛成です。
- 家を壊すと固定資産税が高くなると聞いた。ここが問題ではないか放置の要因と思います。

## 総括

令和2年度に改訂いたしました『新居浜市空家等対策計画』の見直しに伴い、参考資料とするためにアンケートを実施いたしました。

全国的な空き家の問題については「聞いたことはある」を含めると、大半の方が認知しているとの結果でした。

また、「今後空き家をどうするか」については、自己所有物は自分で責任を持つべきであるとしながらも、「問題解決への税金投入」については、「やむを得ない」「負担すべき」が過半数であり、税金を投入してでも空き家問題を解決することに反対していないことが伺えました。

また、改正空家法については、「内容を含めて知っている」と答えた方が全体の3割で多くの方が知らないという結果となりました。このことから、国や地方自治体はさらに連携し、空き家問題啓発の促進に注力する必要性を痛感いたしました。

今後、所有者等には、空き家が管理不全にならないよう自己の責任において適切な管理を促し、住民には、地域コミュニティを図る等、互いに地域の環境を良好に保全することができるよう、皆様のご意見を参考に「空家等対策計画」の見直しを行いたいと考えています。

(建築指導課)